

新しいテクノロジーに対応する 規制の改革へ向けて

2017.10.24

※権利処理の都合上、提案者からの要望に
より一部画像を非表示にしております。

1、プロジェクトマッピングの規制について

- (1) プロジェクトマッピングとは
- (2) プロジェクトマッピングの現行規制
- (3) プロジェクトマッピングの現行規制(表示面積規制の補足)
- (4) 主な法令と緩和要望

2、規制が緩和されると (実例)

- (1) 大型ビル壁面広告実施事例
- (2) 大型ビル壁面規制緩和後のイメージ
- (3) その他 広告実施事例

- ・建築物などに映像を投影する新たな表現手法
- ・投影用プロジェクターと大型音響機器を使う
- ・夜間のみの催事として実施される
- ・ロンドン、リオ五輪等でも活用された

ア、道路等を越えての投影は不可 (道路交通法)

大きな投影を実施するには投影距離が必要だが
間に道路が入ると危険と判断される



イ、企業名等(団体名、商品名)は表示不可 (屋外広告物条例)

プロジェクションマッピングの実施には
協賛社表示が不可欠だが今はできない

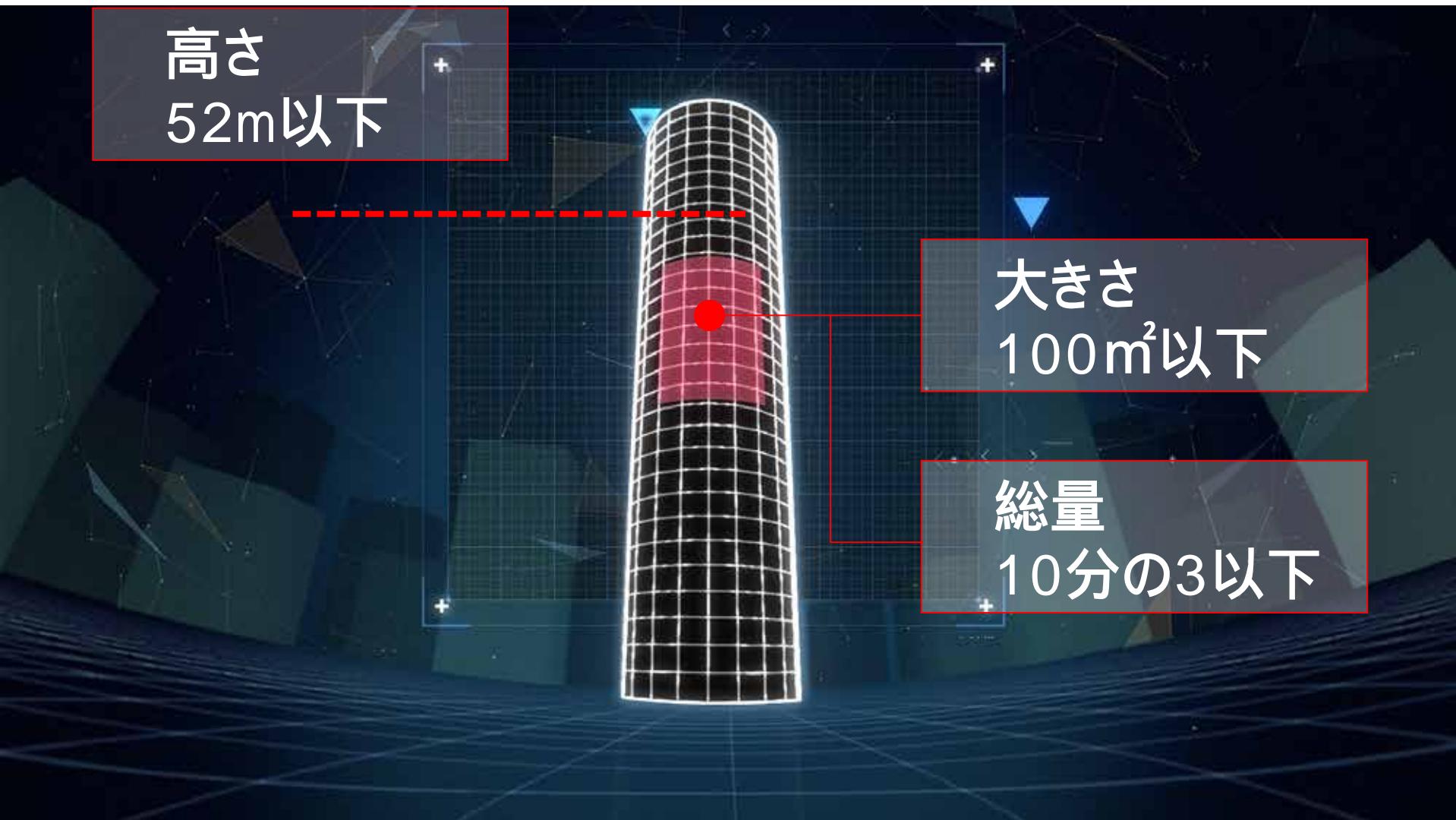


ウ、表示面積の規制がある

ビルが高層化 / 増加した現代に則した規制に
なっておらず、壁面に対して極端に小さな表示に
なっている



プロジェクションマッピングは「広告板」や「広告塔」の一種として、高さ・大きさ・総量などは規制対象となる。



ア、道路等を越えての投影は不可

(道路交通法)

大きな投影を実施するには投影距離が必要だが
間に道路が入ると危険と判断される

道路をまたいだ投影実施への
緩和が必要



イ、企業名等(団体名、商品名)は表示不可

(屋外広告物条例)

プロジェクションマッピングの実施には
協賛社表示が不可欠だが今はできない

広告表示規制の緩和が必要



ウ、表示面積の規制がある

ビルが高層化 / 増加した現代に則した規制にな
なっておらず、壁面に対して極端に小さな表示にな
なっている

高さ・大きさ・総量の緩和が必要



海外では可能なこれらの展開が日本ではできない

プロジェクションマッピング 事例: アメリカ

ビルラッピング 事例: フィリピン

2 - (2) 大型ビル壁面規制緩和後のイメージ

7

規制緩和後の渋谷スクランブル交差点のイメージ

2 - (3) その他 広告実施事例

海外では車体全体をラッピングしているのが一般的。東京では車体前面や窓部分はラッピングできない



同様に、東京では「車体一面の面積の10分の1以下」となる

